

平成19年3月29日

各 位

住友信託銀行株式会社

商工中金との代理店業務の開始について

今般、住友信託銀行株式会社(取締役社長:森田 豊、以下「住友信託銀行」)と商工組合中央金庫(理事長:江崎 格、以下「商工中金」)とは、相続関連業務の代理店委託契約を締結することになりました。

1. 取扱業務と趣旨

商工中金では「遺産整理業務」「遺言信託」の代理店業務の取扱を開始します。

住友信託銀行においては、商工中金の幅広い顧客基盤に対し、遺産整理業務、遺言信託を提供することが可能になります。

商工中金においては、今回の代理店業務取扱いにより、円滑な財産継承を望まれるお客様にこれまで以上に多面的なサービス展開を行うことが可能になります。

2. 取扱業務の概要

「遺産整理業務」： 相続財産の調査・目論見書の作成、遺産分割協議および協議書の作成、預金の解約・証券や不動産の名義書換等相続手続きを行うサービスを提供します。

「遺言信託」： 遺言書の作成の相談から、遺言書の保管、執行に至るまでを行うサービスを提供します。

3. スケジュール

平成 19 年 4 月 1 日より商工中金の全国 99 店舗のうち 46 店舗にて業務の取扱を開始します。

以上